

令和 6 年 6 月 4 日現在

機関番号：13901

研究種目：挑戦的研究（開拓）

研究期間：2018～2023

課題番号：18H05309・20K20330

研究課題名（和文）継続的観察手法を用いた行政不服審査の拠点型総合研究

研究課題名（英文）An Integrated Study of Administrative Complaint Reviews Using Continuous Observation Methods at Local Bases

研究代表者

深澤 龍一郎（Fukasawa, Ryuichiro）

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：50362546

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 19,400,000円

研究成果の概要（和文）：全国の行政不服審査会の答申（必要に応じて裁決）の継続的観察、および、比較法研究の知見に基づいた論点設定等の基本方針の下、「行政不服審査制度」それ自体に関わる論点である「内部規範からの逸脱の審査」、「手続的瑕疵の取扱い」、「職権探知主義」、「証明責任」、「違法性・不当性の判断の基準時」、「救済の方法」、また、「行政不服審査会の機能」に関わる論点である「規範の合理性に関する審査」、「審査会が審査庁や審理員と同様の心証形成をすることができない場合の対応」、「認容答申とは異なる内容の裁決」、「付言のインパクト」のそれぞれについて、現時点までの法状況を明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果として、雑誌『行政法研究』第49号（信山社、2023年3月）の特集「行政不服審査法の意義と課題」において、研究代表者の深澤龍一郎教授、研究分担者の矢島聖也講師、谷遼大助教、長谷川佳彦准教授らが論文を発表し、上記論点についての現時点までの法状況を明らかにするとともに、これらの法状況が既存の行政法理論にもたらす課題を提示することができた。また、「行政不服審査法シンポジウム - 行政不服審査における手続違法に対する審査のあり方 -」（日本弁護士連合会、2023年5月）において深澤龍一郎教授が報告を行い、上記論点のうちの「手続的瑕疵の取扱い」について理論と実務の交流を図ることもできた。

研究成果の概要（英文）：Under the policy of continuously observing advisory opinions of the Administrative Complaint Review Boards (the ACRBs) across the country and setting issues based on knowledge from comparative legal studies of administrative complaint review, the current legal conditions have been identified in the following areas:

(1) issues related to the system of administrative complaint review itself - (a) examination of departures from internal codes; (b) effects of procedural defects; (c) inquisitorial nature; (d) burden of proof; (e) standard time for judging the illegality or merits of administrative dispositions; (f) remedies.

(2) issues related to the function of the ACRBs - (a) examination of the merits of norms; (b) response of the ACRB when they are dissatisfied with the initial opinions of the reviewing agency or examiner; (c) formation of a final adjudication different from the advisory opinion; (d) impact of the advisory opinion's postscript on subsequent administrative behavior.

研究分野：行政法

キーワード：行政法 行政救済法 行政不服審査法 実証研究 行政裁量

1. 研究開始当初の背景

行政不服審査とは、行政活動について不服を有する国民が、行政機関に対し申立てを行い、行政機関が審査判定し、その解決を図る制度である。わが国の行政不服審査は、1890年制定の訴願法以来の伝統を有するが、実はわが国の行政不服審査が本当に必要かどうかは、今ひとつ明らかではない。まず、比較法的にみると、英米法系の諸国では、行政訴訟において裁判所が原則的に法律問題しか審理しないため、行政不服審査の段階で第三者機関(行政審判所)が覆審を行うことが国民の権利救済にとって必要不可欠であることは自明であるが、わが国の裁判所は法律問題と事実問題の両方を審理する。また、従来わが国の行政法学説では、行政不服審査は行政活動の違法性のみならず不当性まで審査可能であることが、行政不服審査独自の意義として指摘されてきたが、こうした指摘に対しては、行政不服審査は現実には違法性の審査すら行っていないのでは、との疑問が呈されてきた(他方で、行政訴訟における裁量統制は近年積極化している)。ともあれ、行政不服審査は、審理の公開が憲法上要請されるわけではなく、また、判例集に相当するような文献資料も存しなかったため、その実態はブラックボックス化し、審理原則の解明が進まなかったのである。

2. 研究の目的

行政不服審査法2014年全部改正は、行政不服審査の審理が従前の「簡易迅速な」手続にとどまらず「公正な」手続であることをも目指して、審査庁が最終的な裁決を行うのに先立ち、国・地方公共団体に設置された第三者機関である行政不服審査会に対して諮問を行うという仕組みを導入した。本研究は、札幌(北海道大学)、名古屋(名古屋大学)、大阪(大阪大学)、福岡(九州大学)に研究拠点を設け、2018年度から2021年度までの合計4年間(当初の計画。後にコロナ禍の影響で、研究期間が2年間延長となった)全国各地の行政不服審査会の審理を継続的観察の対象とすることにより、これまでブラックボックス化していた行政不服審査の審理原則を実証的に解明することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、全国に4つの研究拠点を設け、札幌拠点(山下竜一教授担当。後に谷遼大助教も担当)が北海道・東北地区の行政不服審査会を、名古屋拠点(深澤龍一郎教授、稲葉一将教授担当)が関東・中部地区の行政不服審査会を、大阪拠点(長谷川佳彦准教授担当。後に矢島聖也講師も担当)が関西・中国地区の行政不服審査会を、福岡拠点(村上裕章教授担当)が四国・九州地区の行政不服審査会をそれぞれ観察する。本研究で行う観察の具体的な内容とは、公表された行政不服審査会の答申・規程の収集・分析(必要に応じて、審査庁の裁決の収集・分析)、行政不服審査会関係者へのインタビュー等である。

さらに、本研究は、行政不服審査制度に関する中国、台湾等との比較法研究の知見にも依拠して、行政不服審査の審理原則に関する論点を大きく「行政不服審査制度」それ自体に関するものと「行政不服審査会の機能」に関するものに分けた上で、前者の「行政不服審査制度」それ自体に関わる論点として、「内部規範からの逸脱の審査」、「手続的瑕疵の取扱い」、「職権探知主義」、「証明責任」、「違法性・不当性の判断の基準時」、「救済の方法」を設定し、また、後者の「行政不服審査会の機能」に関わる論点として、「規範の合理性に関する審査」、「審査会が審査庁や審理員と同様の心証形成をすることができない場合の対応」、「認容答申とは異なる内容の裁決」、「付言のインパクト」を設定した。

4. 研究成果

(1) 本研究の成果は、雑誌『行政法研究』第49号(信山社、2023年3月)の特集「行政不服審査法の意義と課題」として発表している。以下では、上記の各論点について検討を行っている。矢島聖也「行政不服審査会の機能に関する答申の整理・分析」(71~92頁)及び谷遼大「行政不服審査制度に関する論点と答申の動向」(93~110頁)の該当箇所を抜粋する。

(2) 「行政不服審査会の機能」に関する論点

(a) 規範の合理性に関する審査

法令の審査につき、法令の憲法適合性の審査の可否に関する答申例として、生活保護の基準改定に基づく保護変更決定処分により、健康で文化的な最低限度の生活を下回る生活を余儀なくされたとして、審査請求人が、当該処分が憲法25条に違反するとして審査請求を行った大阪府令和元年度答申第42号(令和2年2月13日)が挙げられる。本答申は、「本件基準改定の合憲性にかかる判断は、憲法上違憲審査権を有する司法機関である裁判所に委ねられており、審査会の権限外にある」とする。同様の理由から審査に立ち入らない答申が多数を占める。また、法規命令の適法性審査の可否についても、これを否定する答申が大多数を占める【以上、矢島論文72頁を参照】。

行政内部基準の合理性の審査につき、原子力発電所の設置許可処分が争われた伊方原発訴訟最高裁判決(最判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁)では、現在の科学技術水準に照ら

し、原子力委員会もしくは原子炉安全専門審査会の「調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり……行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には……右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法である」と判断されている。審査請求手続においては、行審法 43 条 1 項各号に該当する場合を除き、第三者機関たる審査会への諮問が要求されている。ここで、審査会には、第三者機関としての強みを活かし、行政内部規範に拘束されることなく、むしろその一般的合理性をも審査し、場合によっては個別事情を考慮して当該内部規範からの離脱を認める等、適切な答申をすることが期待される。もっとも、最終的な判断を行う審査庁が行政内部規範に拘束されるとすれば、このような審査会の強みは画餅に帰することになる。また、第三者機関である審査会が、内部基準（とりわけ裁量基準）の合理性を審査することができるとすれば、民主的正統性の観点から問題が生じうる。ただし、審査会は諮問機関にすぎず、その答申が審査庁を拘束するものではないことを考慮すれば、その答申は審査庁に対して裁量基準の合理性を見直す端緒となりうるのみであり、民主的正統性の問題は生じないと考えることもできる【以上、矢島論文 72-73 頁】。

(1) 処分庁または審査庁あるいはその下級行政庁の策定した内部規範、(2) とりわけ国と地方の関係を念頭に置いて、国が策定した通知で、(イ) 技術的な助言(地方自治法 245 条の 4 第 1 項)、(ロ) 法定受託事務にかかる処理基準 (地方自治法 245 条の 9)、(ハ) 法定受託事務に関する国の通知ではあるが、「処理基準」とは明示されていないもののそれぞれに関する答申の具体例については、矢島論文 74-80 頁を参照。

(b) 審査会が審査庁や審理員と同様の心証形成をすることができない場合の対応

審理員意見書やそれを承けた審査庁の諮問に係る判断が、審査請求を棄却すべきとの結論をとる場合に、その後、審査会がレビューを行った結果、審査会が同様の心証形成をすることができず、他の結論についても明確な心証形成をすることができない場合が考えられる。この場合に、審査会が独自に調査を行うことは可能であるものの、場合によってはかえって審理手続を遅延させることにもなりかねず、手続の迅速性の観点から問題がありうる。そこで、とりわけ処分庁が証明責任を負うと考えられる事項について主張立証を尽くさない場合には、請求を認容すべきとの答申を出すことが考えられる【矢島論文 81 頁】。

審理員意見書や審査庁の判断に「若干の疑問が残る」として認容相当と答申をするもの、処分庁の調査義務違反として構成するもの、答申時点においては棄却は妥当ではないとしつつ、最終的な判断を審査庁に委ねるもの、審査庁において必要な調査検討を尽くしたうえで、再度諮問すべきとしたものの具体例については、矢島論文 81-84 頁を参照。

(c) 認容答申とは異なる内容の裁決

審査会が認容相当との答申をしたのに対し、審査庁が棄却裁決を出す事例も若干数みられる【矢島前掲論文 84 頁】。

答申と裁決で結論が異なることとなった事例と、審査会が審理員意見書や審査庁の諮問に係る判断につき「若干の疑問が残る」として認容相当の答申をした場合における審査庁の対応の具体例については、矢島論文 84-88 頁を参照。

(d) 付言のインパクト

答申書には、「付言」や「付帯意見」(以下、統一的に「付言」という。)が記載されることがある。付言は、答申の結論には直接関係しないインフォーマルなものにすぎないが、そのほとんどは行政の不適切な対応に言及するものであり、「行政の適正な運営を確保する」という行審法 1 条の目的にも適うものである。もっとも、フォーマルなものではないがゆえに、名宛人たる行政機関が、付言の指摘を受け止め、真摯に対応をしているのかが問題となる【矢島論文 88-89 頁】。

付言の具体例と、付言が処分庁に対してどの程度の影響力を有しているのかについての若干の検討については、前掲矢島論文 89-92 頁を参照。

(3) 「行政不服審査制度」それ自体に関する論点

(a) 内部規範からの逸脱の審査

審査庁は、行政の内部規範(特に、国の通知や自治体の要綱など)からの逸脱の有無を審査することができるため、これを理由とした認容答申が全国でみられている。この点、行政不服審査においては、処分等の違法性のみならず不当性についても審査されうるため、審査会が「違法ではないが不当である」と判断する認容答申がみられており、注目に値する。この点、不当性の審査にあたって、広島市 2017 年 12 月 19 日答申(平成 29 年度答申第 7 号)は、「裁量権の範囲の逸脱又は濫用により違法とまではいえないが、当該処分の基礎となる法や制度の目的に照らして不合理であること、例えば、裁量権の範囲内にある事由に関する処分庁の判断が当該処分の趣旨及び目的に反している場合には、当該判断は、不当となる」としている【以上、谷論文 94 頁】。

国の基準からの逸脱の審査に関わる答申、自治体の内部規範からの逸脱の審査に関わる答申の具体例については、谷論文 94 - 97 頁を参照。

(b) 手続的瑕疵の取扱い

手続的瑕疵の取扱いについては、そのみを理由に処分を取り消したとしても適正な手続を経た上で再処分がなされることになるため、審査会の判断も分かれている。審査請求において問題となる手続的瑕疵のほとんどは処分にあたっての理由提示に関するものであり、稀に弁明機会の付与なども問題となっている。関連する最高裁判所の判断としては、「理由不備の瑕疵は、

後日これに対する審査裁決において処分の具体的根拠が明らかにされたとしても、それにより治癒されるものではないと解すべき」(最三判昭和47年12月5日民集26巻10号1795頁)としたものがあり、和歌山県(第4合議体)2017年12月28日答申(平成29年答申第8号)は、これを引用して手続的瑕疵を理由に請求を認容している。他方で、上記の最高裁の判断は「審査裁決」の段階における理由の追完を否定したものであったため、その点には注意する必要がある。審査会における手続的瑕疵の取扱いの傾向として、理由付記の不備については、全国的に取消事由とする例が多いようである。また、弁明機会の付与の瑕疵については、そのほとんどが取消事由となっている【以上、谷論文97頁】。

手続的瑕疵に関する認容答申、棄却・却下答申等の具体例については、谷論文97-101頁を参照。

(c) 職権探知主義

行政不服審査法は、個人の権利利益の救済のみならず行政運営の適正化も目的としている。訴願法時代の最高裁判所の判例によれば、「訴願庁がその裁決をなすに当つて職権を以つてその基礎となすべき事実を探知し得べきことはもちろんであり、必ずしも訴願人の主張や事実のみを斟酌すべきものということとはできない」(最一判昭和29年10月14日民集8巻10号1858頁)とされており、現在の行政不服審査法においても、職権探知主義が妥当するものと一般に理解されているところである。また、近時の判例が述べるように、審査会は、「審査申出人の主張しない事由についても審査の対象とすることができる」(最三判令和元年7月16日民集73巻3号211頁)。この点、群馬県2021年1月22日答申(令和2年度第11号)においては、職権探知が直接の争点となった。審査請求人は、審査請求人の主張に対して処分庁の意見を確認せずに行われた審理員による審理は違法である旨の主張を行っていたが、審査会は、上記昭和29年最判を引用して、審査請求手続においては弁論主義ではなく職権探知主義が妥当するとし、本件では処分庁の反論を聞かずとも判例等により判断できる争点であった以上、審査請求人の主張について処分庁の意見を聞かずに審理を終結したことについて違法な点はないとした【以上、谷論文101-102頁】。

職権主義に関する答申の具体例については、谷論文102-103頁を参照。

(d) 証明責任

行政訴訟の一つの論点に証明責任の問題がある。特に裁量処分については、行政訴訟の場合には「裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り」取り消されるものとされているところ(行政事件訴訟法30条)司法との関係では、証明責任は原則として原告に課されることになるが、行政不服審査の場合には、必ずしもそうならない可能性も考えられるところである。行政不服審査における証明責任については、生活保護費の返還処分のように、社会保障の領域における不利益処分について、その処分の基礎となる事実の立証において問題となることが多い【以上、谷論文103頁】。

証明責任に関する答申の具体例については、谷論文103-105頁を参照。

(e) 違法性・不当性の判断の基準時

取消訴訟における違法判断の基準時は一般に処分時であるとされているが、違法性・不当性の判断の基準時を処分時とするのか、それとも処分時以外の時点(答申時、裁決時など)とするのかという問題もまた、行政不服審査における一つの論点となりうる。また、判断の基準時を処分時としたことによって請求の認容には至らなかった場合であっても、処分時以外の事情を考慮するよう審査会が答申の中で求めるものがあり、注目に値する【以上、谷論文105-106頁】。

処分時説を採用した答申、処分時以外の事情を考慮した答申等の具体例については、谷論文106-109頁を参照。

(f) 救済の方法

行政不服審査法においては、審査請求を認容するにあたって、処分の場合には、処分の取消し・変更、申請に対する一定の処分の義務付け、申請に対する一定の処分(46条)事実上の行為の場合には、事実上の行為の違法又は不当の宣言、撤廃、変更の義務付け(47条)不作為の場合には、不作為の違法又は不当の宣言、申請に対する一定の処分の義務付け、申請に対する一定の処分(49条)などの救済方法が予定されている。審査請求のほとんどのケースにおいて、審査請求の認容は処分の取消し又は申請に対する処分と結びつくことになるが、処分の変更などのように、行政訴訟には見られない柔軟な救済方法もまた選択肢として存在している【以上、谷論文109頁】。

請求が認容される際に、処分の取消し又は申請に対する処分などの標準的なケースから外れる形の答申及び裁決の具体例については、谷論文109-110頁を参照。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計33件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 深澤龍一郎	4. 巻 49号
2. 論文標題 企画の趣旨：行政不服審査法2014年全部改正の意義と課題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 67-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 矢島聖也	4. 巻 49号
2. 論文標題 行政不服審査会の機能に関する答申の整理・分析	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 71-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷遼大	4. 巻 49号
2. 論文標題 行政不服審査制度に関する論点と答申の動向	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 93-110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷川佳彦	4. 巻 49号
2. 論文標題 地方公共団体の行政不服審査会の答申から見た行政法理論の課題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 111-131
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深澤龍一郎	4. 巻 1557号
2. 論文標題 ふるさと納税に係る総務省告示の違法性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 令和2年度重要判例解説(ジュリスト臨時増刊)	6. 最初と最後の頁 36-37
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深澤龍一郎	4. 巻 253号
2. 論文標題 青色申告に対する更正の理由附記	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 租税判例百選[第7版](別冊ジュリスト)	6. 最初と最後の頁 212-213
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村上裕章	4. 巻 1561号
2. 論文標題 個人情報保護法改正と情報公開制度	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 58-62
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村上裕章	4. 巻 193号
2. 論文標題 個人情報保護制度の改革	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 成城教育	6. 最初と最後の頁 78-82
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村上裕章	4. 巻 20号
2. 論文標題 情報公開訴訟における要件事実と立証責任	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 要件事実教育研究所年報	6. 最初と最後の頁 29-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下竜一	4. 巻 51巻1号
2. 論文標題 原発再稼働をめぐる裁判例の動向とその課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 環境と公害	6. 最初と最後の頁 27-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下竜一	4. 巻 50巻3号
2. 論文標題 高レベル放射性廃棄物の最終処分をめぐる国と地方の合意形成の可能性 - 法学の観点から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 環境情報科学	6. 最初と最後の頁 38-42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下竜一	4. 巻 文献番号HJ100124
2. 論文標題 那覇孔子廟公有地使用料免除違憲訴訟 (最判令和3年2月24日)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例秘書ジャーナル	6. 最初と最後の頁 1-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 矢島聖也	4. 巻 文献番号z18817009-00-022222078
2. 論文標題 行政機関個人情報保護法45条1項の「保有個人情報」該当性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch Web版	6. 最初と最後の頁 1-4
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 深澤龍一郎	4. 巻 87巻3号
2. 論文標題 連合王国の公益訴訟に関する一考察 Gordon Anthony教授の研究プロジェクトに依拠して	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政研究 (九州大学)	6. 最初と最後の頁 377-403
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15017/4151231	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 長谷川佳彦	4. 巻 1544号
2. 論文標題 固定資産評価審査委員会の審査で主張しなかった事由を同委員会決定取消訴訟において主張することの可否	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト臨時増刊 令和元年度重要判例解説	6. 最初と最後の頁 44-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲葉一将	4. 巻 794号
2. 論文標題 コロナ危機と公法学の課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 56-62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深澤龍一郎	4. 巻 155巻4号
2. 論文標題 職場外のわいせつ行為による公務員懲戒処分 _の 司法審査	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 851-855
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深澤龍一郎	4. 巻 469号
2. 論文標題 最高裁判所裁判官国民審査法36条の審査無効訴訟における審理の範囲	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 136-136
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深澤龍一郎	4. 巻 90巻7号
2. 論文標題 裁量審査の密度と方法 裁量学説と最高裁の法解釈	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 36-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深澤龍一郎	4. 巻 452号
2. 論文標題 地方議会議員の失職決定の執行停止後に行われた補欠選挙および当選の効力	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 134-134
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深澤龍一郎	4. 巻 458号
2. 論文標題 国歌斉唱に係る職務命令違反を理由とした再任用等の拒否に対する裁量審査	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 141-141
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深澤龍一郎	4. 巻 462号
2. 論文標題 「適正な対価」に係る評価の錯誤と地方自治法237条2項の「議会の議決」該当性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 153-153
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村上裕章	4. 巻 84巻7号
2. 論文標題 森友学園その後 明るみに出た政官関係の闇	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 1-3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村上裕章	4. 巻 70号
2. 論文標題 情報公開と個人情報保護	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季報情報公開・個人情報保護	6. 最初と最後の頁 1-2
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村上裕章	4. 巻 933号
2. 論文標題 個人情報保護制度の現代的課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 學士會会報	6. 最初と最後の頁 19-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷川佳彦	4. 巻 154巻5号
2. 論文標題 村議会議員の失職決定に対する効力停止の申立ての利益	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 1137-1143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下竜一	4. 巻 25号
2. 論文標題 原告適格要件と本案勝訴要件の関係について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 87-107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下竜一	4. 巻 5号
2. 論文標題 札幌市公文書管理条例の意義と課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 札幌市公文書館年報	6. 最初と最後の頁 75-81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下竜一	4. 巻 760号
2. 論文標題 内閣官房報償費の支出に関する行政文書の一部の開示を認めた事例	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 119-119
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下竜一	4. 巻 764号
2. 論文標題 公共職業訓練の選考で発達障害を理由に不合格としたことが国賠法上違法とされた事件	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 109-109
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下竜一	4. 巻 768号
2. 論文標題 朝鮮学校無償化訴訟 (大阪高裁判決)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 125-125
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷遼大	4. 巻 17号
2. 論文標題 ドイツ・バイエルン州における行政不服審査制度の歴史的展開 - ドイツにおける廃止論議の先駆者としてのバイエルン州	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 地域総合研究	6. 最初と最後の頁 35-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深澤龍一郎	4. 巻 780
2. 論文標題 部下への暴行等の行為をした地方公共団体の職員が地方公務員法28条1項3号に該当するとしてされた分限免職処分を違法とした原審の判断に違法があるとされた事例	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 判例評論	6. 最初と最後の頁 113-118
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 深澤龍一郎
2. 発表標題 手続違法に係る答申例・裁決例とその問題点
3. 学会等名 行政不服審査法シンポジウム (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 村上裕章
2. 発表標題 情報公開訴訟における要件事実と立証責任
3. 学会等名 要件事実教育研究所講演会「行政訴訟と要件事実」 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 深澤龍一郎
2. 発表標題 行政不服審査法2014年全部改正の意義と課題
3. 学会等名 名古屋行政訴訟研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 矢島聖也
2. 発表標題 行政不服審査会の機能に関する論点と答申の整理 関西・中国地方の答申を中心として
3. 学会等名 名古屋行政訴訟研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 谷遼大
2. 発表標題 行政不服審査制度に関する論点と答申の分析
3. 学会等名 名古屋行政訴訟研究会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計9件

1. 著者名 本多滝夫・豊島明子・稲葉一将編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 366
3. 書名 『転換期における行政と法の支配の省察』のうちの深澤龍一郎「イギリス行政訴訟における無効概念と判決効 イギリス行政法学の近時の理論動向」	

1. 著者名 村上裕章	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 373
3. 書名 スタンダード行政法	

1. 著者名 曾和俊文・野呂充・北村和生編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 560
3. 書名 『事例研究行政法 [第4版] 』のうちの長谷川佳彦「地方公務員の懲戒処分をめぐる紛争」、同「温泉掘削許可をめぐる紛争」	

1. 著者名 晴山一穂・白藤博行・本多滝夫・榊原秀訓編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 460
3. 書名 『官僚制改革の行政法理論』のうちの稲葉一将「1990年代の行政改革による官僚制の変容と課題」	

1. 著者名 蔡 秀卿・稲葉 一将・尹 龍澤	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 218
3. 書名 『東アジアにおける行政法の生成と展開』のうちの稲葉一将「日本における行政法の基本原則」	

1. 著者名 榊原秀訓編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 352
3. 書名 『現代イギリスの司法と行政的正義 - 普遍性と独自性の交錯』のうちのロバート・トーマス / 深澤龍一郎 (訳) 「行政的正義の諸問題」	

1. 著者名 室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 704
3. 書名 『コンメンタール行政法 行政手続法・行政不服審査法 [第3版]』のうちの長谷川佳彦「行政手続法第4条」、深澤龍一郎「行政不服審査法第43条」、長谷川佳彦「行政不服審査法第54条～第56条」、稲葉一将「行政不服審査法第74条～第79条」	

1. 著者名 村上裕章	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 422
3. 書名 行政情報の法理論 九州大学法学叢書5	

1. 著者名 稲葉馨・人見剛・村上裕章・前田雅子	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 394
3. 書名 行政法 [第4版]	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	村上 裕章 (Murakami Hiroaki) (20210015)	成城大学・法学部・教授 (32630)	
研究分担者	長谷川 佳彦 (Hasegawa Yoshihiko) (40454590)	大阪大学・法学研究科・准教授 (14401)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	稲葉 一将 (Inaba Kazumasa) (50334991)	名古屋大学・法学研究科・教授 (13901)	
研究分担者	山下 竜一 (Yamashita Ryuichi) (60239994)	北海道大学・法学研究科・教授 (10101)	
研究分担者	矢島 聖也 (Yajima Seiya) (30914171)	名古屋大学・法学研究科・講師 (13901)	
研究分担者	谷 遼大 (Tani Ryota) (60907252)	北海道大学・法学研究科・助教 (10101)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関